

指定給水装置工事事業者の廃止等届出書類

事業の廃止、休止、再開した場合

廃止

1. 指定給水装置工事事業者 休止 届出書（様式第 1 1）

再開

2. 廃止等届出書の提出期限

- （1） 廃止又は休止の場合は、その日から 3 0 日以内に届出
- （2） 再開の場合は、その日から 1 0 日以内に届出

3. 給水装置工事主任技術者解任届出書（様式第 3）

廃止の場合は、届出をしている主任技術者の解任届出書も同時に提出

4. 交付済指定給水装置工事事業者証

廃止の場合は、交付済指定給水装置工事事業者証も同時に提出

紛失した場合は、紛失届を提出